

○厚木市国民健康保険運営協議会規則

昭和34年4月8日

規則第2号

第1条 この規則は、厚木市国民健康保険条例第3条の規定に基き国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定める。

第2条 協議会に会長及び副会長各1名をおく。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。会長は、事務を統理し会議の長として議事を整理する。

3 副会長は、会長の例によりこれを選挙する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第3条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。

第4条 会議は、委員定数の2分の1以上出席しなければ開くことができない。

第5条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第6条 会長は、書記をして会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

2 会議録には、会長及び会議に出席した2名以上の委員が署名しなければならない。

3 会長は、会議録の写を添えて会議の結果を市長に報告しなければならない。

第7条 会長、副会長若しくは委員が辞職しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

第8条 この規則施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。

2 厚木市国民健康保険運営協議会条例（昭和30年6月厚木市条例第25号）は、廃止する。

附 則（昭和37年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。